

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○退職手当の基礎在職期間等に関する規則及び北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(人事課) 28
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) 28
訓 令	
○北海道職員の配偶者同行休業に関する規程……………	(人事課) 29
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 30
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課) 30
○森林法による通知に代える公示(3件)……………	(治山課) 30
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課) 31
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	31
道企業管理規程	
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程……………	32
道人事委員会規則	
○北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則……………	32
○給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則……………	32

規 則
退職手当の基礎在職期間等に関する規則及び北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年7月15日 北海道知事 高橋 はるみ
北海道規則第61号 退職手当の基礎在職期間等に関する規則及び北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部改正)

第1条 退職手当の基礎在職期間等に関する規則(平成18年北海道規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「」により」を「」若しくは法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(第7条第2項第6号において「配偶者同行休業」という。)により」に改める。

第7条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 配偶者同行休業をした期間

(北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成18年北海道規則第160号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第3条第3項第2号」を「第3条第3項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第62号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第4項及び第5項中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改める。

第14条の3第2項中「第9条の9の8第1項」を「第9条の9の4第1項」に、「第9条の9の9第1項」を「第9条の9の5第1項」に改める。

別記第4号様式その3中「kℓ」を「1」に、「(根拠法令—地方税法第 条、道税条例第 条)」を「(根拠法令—)」に改める。

別記第51号様式の4中 「地方税法施行令第37条の18第3号に規定する規定又は基準に適合する旨の証明がされたもの」を 「地方税法施行令第37条の18第2項に規定する基準に適合する旨の証明がされたもの」に

改め、同様式末尾欄外注意1(4)の事項中「又は取得者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合」を削る。

別記第54号様式(表)中 「地方税法施行令第37条の18第3号に規定する規定又は基準に適合する旨の証明がされたもの」を 「地方税法施行令第37条の18第2項に規定する基準に適合する旨の証明がされたもの」に改め、同様

式(裏)添付書類の表2の項4の事項及び3の項4の事項中「又は取得者が住民基本台帳法

の適用を受けない者である場合」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条の3第2項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

訓 令

北海道訓令第6号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。
平成26年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の配偶者同行休業に関する規程
(趣旨)

第1条 職員の配偶者同行休業については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)の承認の申請をしようとする職員は、配偶者同行休業承認申請書(別記第1号様式)を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業をしている職員の職務復帰)

第4条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(届出)

第5条 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年北海道条例第83号)第8条第1項の規定による届出は、配偶者同行休業状況届出書(別記第2号様式)を所属長を経由して知事に提出してしなければならない。

附 則

この訓令は、平成26年7月15日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

配偶者同行休業承認(期間延長)申請書
北海道知事 様

所 属
職 名
氏 名

(職員番号)

次のとおり 配偶者同行休業の承認 配偶者同行休業の期間の延長 を申請します。

1 申請の区分		☐ 配偶者同行休業の承認(2、3及び4に記入) ☐ 配偶者同行休業の期間の延長(2、3及び5に記入)
2 氏名 職業 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間		年 月 日から 年 月 日まで
5 延長の期間		年 月 日から 年 月 日まで
	既に承認された配偶者 同行休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	6 備考	

所属長の意見

年 月 日

(所属長)

- (注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び滞在期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 4 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第2号様式(第5条関係)

配偶者同行休業状況届出書

年 月 日

北海道知事 様

職 名
氏 名
(職員番号)

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について届け出ます。

1 承認を受けた配偶者同行休業の期間
年 月 日から 年 月 日まで

2 届出の事由
☐ 配偶者が死亡した
☐ 配偶者が職員の配偶者でなくなった
☐ 配偶者と生活を共にしなくなった
☐ 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例第7条第1号に掲げる事由に該当することとなった
☐ 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例第7条第2号に掲げる事由に該当することとなった

3 届出の事由が発生した日
年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

告

示

北海道告示第509号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(雄武中央地区かんがい排水[国営附帯])事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成26年7月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第510号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 寿都郡寿都町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第511号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条

の規定により、その通知の内容を寿都町役場の掲示場に掲示した。 平成26年 7 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成26年北海道告示第444号 2 所在が不分明な者 小西 治郎、小野寺 廣吉	道道 江別恵庭線 江別市元野幌1132番 1 地先から 平成26. 7. 18 同市元野幌1113番 1 地先まで
北海道告示第512号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を礼文町役場の掲示場に掲示した。 平成26年 7 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成26年北海道告示第442号 2 所在が不分明な者 齊藤 孝子 北海道告示第513号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。 平成26年 7 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 通 知 の 内 容 平成26年農林水産省告示第826号 (2) 所在が不分明な者 長谷川 真一、飯坂 真結美 (3) 掲 示 場 所 札幌市役所 2 (1) 通 知 の 内 容 平成26年農林水産省告示第826号 (2) 所在が不分明な者 佐藤 忠信、大畑 正明、有限会社マックスフーズ (3) 掲 示 場 所 当別町役場 北海道告示第514号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成26年 7 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日	
総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第15号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年 7 月15日 北海道空知総合振興局長 山 根 康 徳 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) ロータリ除雪車（1.5m／800 t 級） 2 台 （ロータリ除雪車 2 台（130 P S 及び1.3m／700 t ）と交換） (2) 除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型） 2 台 （除雪トラック 1 台（10 t 級）と交換） (3) 除雪トラック（ 7 t タンク 4 × 4 ） 1 台 （除雪トラック 1 台（10 t タンク付き）と交換） (4) 除雪ドーザ（11 t 級） 1 台 （除雪ドーザ 1 台（11 t 級）と交換） 2 落札を決定した日 平成26年 7 月 3 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1) ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 イ 住 所 札幌市手稲区稲穂 3 条 6 丁目 4 番38号 (2) 1 の(2)及び(3) ア 氏 名 UDトラックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 2 丁目 1 番 1 号 (3) 1 の(4) ア 氏 名 北海道運搬機株式会社 イ 住 所 札幌市西区発寒16条13丁目 7 番11号 4 落札金額 (1) 39,852,000円 (2) 77,814,000円 (3) 35,100,000円 (4) 9,984,600円	

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年 5 月23日付け北海道空知総合振興局告示第13号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目	(配偶者同行休業の承認の取消事由となる特別休暇) 第2条 条例第7条第2号に規定する人事委員会規則で定める特別休暇は、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）第11条第1項第9号又は第10号に定める場合における休暇及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）第11条第1項第9号又は第10号（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－2）第2条において準用する場合を含む。）に定める場合における休暇とする。 (号俸の調整をすることができる日) 第3条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）第32条第1項に規定する昇給日とする。 (雑則) 第4条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、別に定める。
道 企 業 管 理 規 程	
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成26年 7 月15日 北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏 北海道企業管理規程第3号 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程 北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。 第17条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。 4 法第26条の6第1項の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をした職員の給与等については、北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号）の適用を受ける者の例による。 附 則 この規程は、平成26年 7 月15日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (規則の分類の一部改正) 2 規則の分類（北海道人事委員会規則1－0）の一部を次のように改正する。 「21－の系列 自己啓発等休業」を「21－の系列 自己啓発等休業 22－の系列 配偶者同行休業」に改める。 給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年 7 月15日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則7－1284 (給与の支給に関する規則の一部改正) 第1条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280）の一部を次のように改正する。 第6条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。 (7) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合 第6条第2項中「又は停職」を「配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。 第23条に次の1号を加える。 (11) 配偶者同行休業職員（配偶者同行休業をしている職員をいう。） 第27条第2項第4号中「又は第10号」を「から第11号まで」に改める。
道 人 事 委 員 会 規 則	
北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。 平成26年 7 月15日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則22－0 北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業（北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号。以下「条例」という。）第1条に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。	

第29条第2号中「、第9号及び第10号」を「及び第9号から第11号まで」に改める。
第29条の6第2項第1号中「、第9号又は第10号」を「又は第9号から第11号まで」に改める。

第31条第1号中「、第6号、第9号及び第10号」を「まで、第6号及び第9号から第11号まで」に改める。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第2条 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第3号及び第17条の4第2項中「休業をし、法」を「大学院修学休業をし、法」に、「の規定により休業をし、又は」を「に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は」に改める。

（給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

第3条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第8条又は」を「第8条、」に改め、「第10条」の次に「又は北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号）第10条」を加える。

（北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部改正）

第4条 北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ウ中「法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同号オ中「地方公務員法」を「法」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「地方公務員法」を「法」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。